

消費者庁消費者制度課 意見募集担当 様

件 名：消費者裁判手続特例法の施行に伴う政令（案）、内閣府令（案）、ガイドライン（案）等に関する意見
(1)

氏 名	担 当： 主幹 <small>なか た まきこ</small> 中 田 真紀子
住 所	〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階
所 属	一般社団法人 <small>ほつかいどうしよう ひしきようかい</small> 北海道消費者協会 組織活性化グループ
電 話 番 号	011-221-4217
電子メールアドレス	do@syouhisya.or.jp
御 意 見	<p>■ 「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則（案）」に対する意見</p> <p>1 通知の方法（第2条）について</p> <p>消費者に対する電磁的方法による通知の方法として、「電子メールを送信する方法」が規定されているが、活用されている電子コミュニケーションの現状にそぐわないと思われる。</p> <p>第2条でいう「電子メール」が特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第1号に規定する電子メールと同義であるとするならば、いわゆるLINEなどのSNSのメッセージング機能等は、電子メールの定義に該当しないこととなる。また、消費者に通知する場合には特定多数人を対象に一斉送信する、いわゆるプッシュ型の電気通信であっても良いと解することができる。特に若年層を中心に、電子メールを使わない者が増加しており、電子メールに限定すると電磁的方法による通知は不可能になるものと思われる。</p> <p>したがって、「電子メール」に限定せず、その他の電気通信による情報伝達で、名宛人が情報の伝達を知り得る方法も可能にしておくことが妥当であり、修正を提案する。</p>

件 名：消費者裁判手続特例法の施行に伴う政令（案）、内閣府令（案）、ガイドライン（案）等に関する意見 (2)

氏 名	担 当： 主幹 ^{なか} 中 ^た 田 ^{まきこ} 真紀子
住 所	〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階
所 属	一般社団法人 ^{ほつかいどうしょう ひしやくかい} 北海道消費者協会 組織活性化グループ
電 話 番 号	011-221-4217
電子メールアドレス	do@syouhisya.or.jp
御 意 見	<p>■ 「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン（案）」に対する意見</p> <p>1 2の「特定適格消費者団体の認定」に係る（2）イ①情報提供業務の実施方法の体制整備について（5頁）</p> <p>消費者に対する電磁的方法による通知の方法として、「公表されることにより事業者に与える影響」を考慮する要素にすることを求めているが、事業者への影響に配慮して消費者に必要な情報が提供されない事態になれば、本末転倒といわざるを得ない。事業者に与える影響を考慮すべきとの部分は削除すべきである。</p> <p>2 2の「特定適格消費者団体の認定」に係る（4）ア被害者回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験の検討部門について（10頁）</p> <p>被害回復関係業務を検討する部門について、「差止請求関係業務に係る検討を行う部門とは別に組織されている必要があるが、……」とあるが、両部門が別組織である必要はないと思われる。</p> <p>両部門の兼務や会議の同時開催については差し支えないとしていることから、あえて両部門を別組織としなければならない理由が理解できない。形式的で不効率と思われる組織体制を特定適格消費者団体に求めることは避けるべきである。</p> <p>3 2の「特定適格消費者団体の認定」に係る（6）イ（イ）債権届出より後の手続に関する報酬及び費用について（16頁）</p> <p>「授権をした対象消費者が多い事件においては、共通する費用を負担することになる対象消費者が多くなり、<u>その範囲</u>では対象消費者の取戻分を増加させることが可能になる」とされているが、後段では、そうした限定なしに、「手続に参加する対象消費者が多くなるに従って、対象消費者の取戻分を増加させることが必要」としている。しかし、対象消費者が増えれば、通知等の費用や説明、意向確認にかかるコストは人数に比例して増加するほか、様々な立場と能力の消費者が含まれることから統一的な処理が困難な場合も増え、人数相応以上のコスト増加となることも考えられる。</p> <p>また、同箇所で、「常に回収額の半分（50%）に近い額を報酬及び費用として対象消費者に負担を求めることは適切ではなく」とあるが、例えば高齢者や障がい者など、配慮が必要な消費者が多く含まれるような場合は、対象消費者に対する連絡等の費用や意思確認等に係るコストが増大し、回収額の半分以上を消費者に還元することが困難な場合も予想され、一概に決めつけることは妥当でなく、消費者の取戻分については「可能な限り増加に努めることが必要」とすることが妥当と考える。</p>